

令和7年4月1日

各位

知多半島総合医療機構 法人本部 人事課

当院職員に対する講演会等講師の取り扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構の職員に兼業を依頼する場合は、兼業を依頼する職員本人にあらかじめ内諾を得た上で、別紙「兼業依頼書（兼業許可申請書・許可書）」様式により依頼書を作成の上、同職員を通じご提出をお願いいたします。

なお、当院職員が許可なく兼業に従事することはできませんので、兼業依頼に際しては遺漏のないよう重ねて申し上げます。

記

○令和7年4月開催分以降

別紙「兼業依頼書（兼業許可申請書・許可書）」を兼業依頼する職員を通じ提出して下さい。

※講演日の1か月前までにご提出をお願いします。

以上

【お問い合わせ先】

地方独立行政法人知多半島総合医療機構

法人本部人事課 人事係

〒475-8599 愛知県半田市横山町 192

TEL：0569-89-0515（内線 2910）